

平成26年9月26日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 田口一樹

平成25年(ワ)第5267号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年8月22日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 山 村 好 男

東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエアX棟

被 告 C F J 合 同 会 社

同 代 表 者 代 表 社 員 C F J ホールディングス株式会社

同 職 務 執 行 者 浅 野 俊 昭

主 文

- 1 被告は、原告に対し、571万6847円及びうち451万6756円に対する平成25年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の制限利率を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被告は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、

被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金451万6756円及び民法704条前段所定の法定利息120万0091円並びに上記過払金に対する本件訴訟提起の日の翌日である平成25年12月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

- (1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第11号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 原告は、被告との間で、平成6年5月20日から平成21年5月19日までの間、別紙法定利息計算表の取引日欄記載の日に借入額欄又は弁済額欄記載のとおり、金銭の借入れと弁済を行った（以下「本件取引」という。）。

2 本件の争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 取引の一体性と過払金充当合意の有無（争点(1))
(被告の主張)

本件取引は、単一の基本契約に基づく一連の取引ではなく、①平成6年5月20日から平成12年7月28日の67万4274円の弁済までのリボルビング契約に基づく取引（以下「第1取引」という。）、②平成12年7月28日の80万円の貸付けから同年10月30日の75万8785円の弁済までの証書貸付契約に基づく取引（以下「第2取引」という。）、③平成12年10月30日の80万円の貸付けから平成21年5月19日までのリボルビング契約に基づく取引（以下「第3取引」という。）に分断される。

リボルビング契約では、融資限度額の範囲内で自由に反復借入れができる、別途定められる最小返済額以上を返済するリボルビング返済方式を採用するのに対し、証書貸付契約では、初回に1回限りの融資を行い、元利金の分割返済のみを繰り返す元利均等返済方式を採用しているところ、上記各取引はこのように異なる契約形態に基づいており、契約条件も大きく異なっている。

第2取引開始時には、与信審査が行われたこと、原告が完済後の新たな借入れを想定していなかったはずであることも併せ考えれば、本件取引を事実上1個の連続した貸付取引であると評価することはできず、上記各取引間に過払金充当合意は存在しない。

(原告の主張)

本件取引は、すべて一連一体である。

第2取引は、無担保の証書貸付契約であり、実質的にはリボルビング契約と同様と評価できるもので、借入額は第1取引及び第3取引の融資限度額の範囲内、毎月の返済額は同各取引とほぼ同一である。実質年利が第1取引より引き下げられてはいるが、これは上限金利を引き下げた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の改正という外部的事情によるもので、当事者の意思に基づくとはいひ難い。取引継続期間も、第1取引と第3取引の間のわずか3か月間である。被告は、全取引期間を通じて同一の会員番号をもって原告の本件取引を管理していたのであり、以上からすれば、本件取引を事実上1個の連続した貸付取引であると評価すべき特段の事情があり、過払金充当合意は存在するというべきである。

(2) 期限の利益喪失による遅延損害金支払義務の有無（争点(2)）

(被告の主張)

平成7年7月28日に締結した基本契約（乙12）には期限の利益喪失特約があり、原告は、平成8年3月15日の経過をもって期限の利益を喪失しているから、これ以降は、利息制限法4条所定の制限利率である年36.00%（又は年26.28%）の割合による遅延損害金の支払義務が発生する。

(原告の主張)

利息制限法4条が平成11年改正前は利息の2倍もの賠償額の予定を定めていた趣旨は、利息よりも高い違約金の定めにより約定の弁済期における弁済を心理的に強制することを容認する点にあったのであり、かかる趣旨から

すれば、わずかな弁済の遅滞をもって、その後長期にわたり遅延損害金名下に高利を取得することは許されず、弁済期翌日である平成8年3月16日に弁済をした原告は期限の利益を喪失していない。

仮に、原告が期限の利益を喪失していたとしても、その後も、被告が弁済の際に交付していた領収書兼利用明細書には受領した金員が損害金ではなく利息に充当された旨の具体的記載がされていたのであって、被告は、原告に対し、遅延損害金を請求する意思表示を全くせず、かえって従前どおり約定に従って元本及び利息を分割払いでの支払えよ旨明示していたものであるから、期限の利益を再度付与したというべきである。

また、上記領収書兼利用明細書の記載に加え、被告が平成8年3月15日以降も一括弁済を求める、それどころか追加貸付けに応じて、13年以上の長きにわたり分割払いの弁済金を受領し続けたことからすれば、被告の対応は原告に期限の利益を喪失していないとの誤信を生じさせるものであったというべきである。それにもかかわらず、被告が、原告から過払金の返還を求められるや、遅延損害金の制限利率による遅延損害金支払義務がある旨主張するのは、信義則に反し許されない。

(3) 悪意の受益者性（争点(3)）

（原告の主張）

被告は、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超える約定利率で原告に貸付けを行い、制限超過部分を受領したのであるから、悪意の受益者である。

（被告の主張）

被告は、第3取引中の平成18年1月19日に原告との間で金銭消費貸借契約書（乙1）を交わし、平成16年10月以降のATM取引における個別貸付時には確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がされたいわゆる17条書面を交付していた。また、上記貸付けの返済時には法定の記載

要件を充足したいわゆる18条書面も交付していた。さらに、期限の利益喪失特約の記載は、制限超過部分の支払を怠っても期限の利益は喪失しない旨周知する記載に変更された。

したがって、仮に貸金業法43条の適用が認められないとしても、17条書面及び18条書面を交付する業務体制を整えていた被告は、上記適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があり、過払金の取得について悪意の受益者には該当しない。

(4) 消滅時効の成否（争点(4)）

（被告の主張）

上記(1)のとおり、本件取引を事実上1個の連続した貸付取引であると評価することはできないから、第1取引及び第2取引に係る過払金返還請求権は、各最終取引日から10年の経過をもって消滅時効が完成しており、この消滅時効を援用する。

（原告の主張）

上記(1)のとおり、本件取引は事実上1個の連続した貸付取引であると評価すべきであるから、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は完成していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（取引の一体性と過払金充当合意の有無）について

(1) 前記前提事実、証拠（乙12の1・2、13の1・2、14の1・2、15、27）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、被告との間で、融資限度額100万円の範囲内で継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した無担保の金銭消費貸借に係る基本契約を締結し、これに基づき、平成6年5月20日の20万円の借入れから平成12年7月28日の完済まで、別紙法定利息計算表のと

おり、他の30万円の借入れ1回を除き概ね5万円以下を借り入れ、月額3万円以下を弁済するという継続的な金銭消費貸借取引を行った（第1取引）。上記基本契約は、実質年利を39.5%，遅延損害金利率を年39.98%，返済方法を毎月の返済日に融資残高に応じた一定額の金員を弁済する元利定額残高スライドリボルビング方式としていた。

（乙12の1・2、弁論の全趣旨）

イ 原告は、平成12年7月28日、被告との間で、無担保の証書貸付により80万円を借り入れる金銭消費貸借契約を締結し、その貸付金の一部を第1取引の残債務67万4273円の弁済に充てて同取引を終了させ、同年10月30日の完済まで、3回にわたり月額3万円を弁済した（第2取引）。上記契約は、実質年利及び遅延損害金利率をいずれも29.20%，返済方法を毎月3万円ずつ44回にわたって分割弁済する元利均等返済方式としていた。

被告は、上記契約締結の際、原告から運転免許証写しの提出を受けて与信審査を行い、またカード発行申込書の提出を受けてカードの発行手続を行った。

（乙13の1・2、27、弁論の全趣旨）

ウ 原告は、被告との間で、融資限度額200万円の範囲内で継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した無担保の金銭消費貸借に係る基本契約を締結し、これに基づき平成12年10月30日に80万円を借り入れ、その貸付金の一部を第2取引の残債務75万8785円の弁済に充てて同取引を終了させ（契約書は返還された。），平成21年5月19日の完済まで、別紙法定利息計算表の取引日欄記載の日に借入額欄又は弁済額欄記載のとおり、借入れと月額5万円以下の弁済をするという継続的な金銭消費貸借取引を行った（第3取引）。上記基本契約は、実質年利及び遅延損害金利率をいずれも年29.20%，返済方法を元利定額

残高スライドリボルビング方式としていた。

被告は、上記契約締結の際、原告から運転免許証写しの提出を受けて与信審査を行った。

(乙14の1・2、15、弁論の全趣旨)

(2)ア 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、その後に改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないが、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるときにおいては、上記の充当に関する合意が存在すると解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁等参照）。

イ 本件についてみると、上記(1)の認定事実によれば、第1取引・第3取引と第2取引とでは、基本契約がいわゆるリボルビング方式の金銭消費貸借と確定金額の金銭消費貸借というように契約形態が異なっていること、第2取引開始時には与信審査及びカード発行手続が、第3取引開始時には与信審査がそれぞれ行われたこと、第2取引の契約書は原告に返還されたことが認められる。

しかしながら、他方で、本件取引は一貫して無担保契約であること、第2取引の確定借入金額は第1取引・第3取引の融資限度額100万円を下

回る80万円であり、毎月の返済額3万円も第1取引・第3取引と同程度であること、出資法の上限金利引下げの改正（平成12年6月1日施行）に伴い、第1取引の実質年利及び遅延損害金利率は第2取引で29.20%に引き下げられたが、その後は第3取引においても変わっていないこと、第2取引は第1取引終了と同時に開始してわずか約3か月しか継続せず、80万円の借入れについて3回にわたり3万円の弁済がされた後、第3取引の貸付金80万円の一部を充てて完済されたことが認められる。

そうすると、第1取引及び第2取引の各債務が完済されてもこれらは終了せず、第3取引まで事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、本件取引により発生した過払金の充当合意が存在するものと解するのが相当である。

2 争点(2)（期限の利益喪失による遅延損害金支払義務の有無）について

前記前提事実、証拠（乙12の2、13の2、14の2、31の1～6）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引においては、元利金の支払を怠ったときは通知催告なくして当然に期限の利益を失い、残債務及び残元本に対する遅延損害金を即時に支払う旨の特約が付されていたこと、それにもかかわらず、被告は、弁済を受ける際、弁済金を遅延損害金ではなく利息に充当した旨の記載がある領収書兼利用明細書を原告に交付していたこと、被告は、原告が期限の利益を喪失したと主張する平成8年3月15日以降も、13年以上にわたり、一括弁済を求めず追加貸付けに応じ、分割払いの弁済金を受領し続けてきたことが認められる。

上記のとおり認められる被告の対応は、仮に原告が期限の利益を喪失していたとしても、原告に期限の利益を喪失していないとの誤信を生じさせかねないものであって、原告が、約定の支払期日より支払が遅れても期限の利益を喪失することはない誤信しても無理がない。ところが、被告は、原告が上記のように誤信していることを知りながらその誤信を解くことなく13年以上も弁済

金を受領し続け、原告から過払金の返還を求められるや、遅延損害金の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきである旨主張するのであって、このような被告の主張は、誤信を招くような被告の対応のために、期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続してきた原告の信頼を裏切るものであり、信義則に反し許されないものというべきである（最高裁平成21年（受）第138号同年9月11日第二小法廷判決・集民231号531頁参照）。

したがって、原告は、過払金の元本への充当計算をすべき遅延損害金の支払義務を負わない。

3 争点(3)（悪意の受益者性）について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

そして、リボルビング方式の貸付けについて、当該貸金業者が17条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をしない場合は、かかる記載が必要であると判示した上記平成17年判決の言渡し以前であっても、上記特段の事情があるということはできないものと解される（最高裁平成23年（受）第307号同年12月1日第一小法廷判決・集民238号189頁参照）。

(2) これを本件についてみると、被告は、本件取引において17条書面として原告に交付していた各書面には、平成16年9月までは、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がなかったことを認めているから、被告において上記特段の事情があるということはできず、被告は、この時期までに本

件取引から発生した過払金の取得につき悪意の受益者であると推定されるものというべきであり、この推定を覆すべき事情は見当たらない。

そして、同年10月以降は、本件取引において17条書面として原告に交付された各書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がされるようになったものの（弁論の全趣旨）、前記1のとおり事実上1個の連續した貸付取引であると評価することができる本件取引は、平成11年5月から継続して過払の状態となり貸金債務が存在していなかったと認められるから（別紙法定利息計算表参照）、平成16年10月以降は、利息が発生する余地はなく、この時期にされた制限超過部分の支払につき貸金業法43条1項を適用してこれを有効な利息の支払とみなすことはできず、被告がそれまでに発生した過払金の取得につき悪意の受益者である以上、この時期に発生した過払金の取得についても悪意の受益者であることは否定できない。

したがって、被告は、本件取引における過払金の取得について民法704条の悪意の受益者であると認められる。

4 争点(4)（消滅時効の成否）について

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照）。

これを本件についてみると、前記1のとおり本件取引は事実上1個の連續した貸付取引であると評価することができ、平成21年5月19日まで継続していたと認められるから、同日から進行する消滅時効期間が経過する前に本件訴訟が提起されたことは明らかであり、消滅時効は完成していない。

5 まとめ

以上検討したところに従い、本件取引について、これを一連の取引として利

息制限法に基づく引き直し計算を行うと、過払金及びこれに対する法定利息は別紙法定利息計算表のとおりとなる。

第4 結論

以上より、原告の請求はいずれも理由があるからこれを全部認容することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第7民事部

裁判官 堀内有子

法定利息計算表

CFJ合同会社

引当額・計算結果	合計額	-5,716,847 円
返込金額(引け入表示)	-4,518,756 円	
返込利息(H25.12.26まで)	-1,200,091 円	

5,943,984 10,232,342

利息割引を差し計算

過払金に対する年5%の法定利息

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	右不足額	元会充当	残元本	法定利息	累計	借入のうち 返済額に相当する額	借入のうち 返済額に相当する額	借入のうち 返済額に相当する額
											支拂われる額	支拂われる額	支拂われる額
82 H10.6.1	4,000		17	18.00%	1,304	1,304	0	160,567	0	0	0	4,000	158,567
83 H10.6.15		22,000	14	18.00%	1,101	0	19,595	138,972	0	0	0	0	138,972
84 H10.7.15		22,000	30	18.00%	2,070	0	19,930	120,042	0	0	0	0	120,042
85 H10.7.18	50,000		3	18.00%	177	177	0	170,042	0	0	0	50,000	170,042
86 H10.7.25	8,000		7	18.00%	586	763	0	178,042	0	0	0	8,000	178,042
87 H10.8.14		22,000	20	18.00%	1,756	0	19,481	158,561	0	0	0	0	158,561
88 H10.8.19		2,000	5	18.00%	390	0	1,610	156,951	0	0	0	0	156,951
89 H10.9.13		24,000	25	18.00%	1,935	0	22,065	134,886	0	0	0	0	134,886
90 H10.9.27	9,000		14	18.00%	931	931	0	143,886	0	0	0	9,000	143,886
91 H10.10.15		24,000	18	18.00%	1,277	0	21,792	122,094	0	0	0	0	122,094
92 H10.11.8	4,000		24	18.00%	1,445	1,445	0	126,094	0	0	0	4,000	126,094
93 H10.11.16		24,000	8	18.00%	497	0	22,058	104,036	0	0	0	0	104,036
94 H10.11.25	3,000		9	18.00%	461	461	0	107,036	0	0	0	3,000	107,036
95 H10.12.15		24,000	20	18.00%	1,055	0	22,484	84,552	0	0	0	0	84,552
96 H11.1.7	5,000		23	18.00%	959	959	0	89,552	0	0	0	5,000	89,552
97 H11.1.16		23,000	9	18.00%	397	0	21,644	67,908	0	0	0	0	67,908
98 H11.1.16		1,000	0	18.00%	0	0	1,000	66,908	0	0	0	0	66,908
99 H11.2.15		24,000	30	18.00%	989	0	23,011	43,887	0	0	0	0	43,887
100 H11.3.2	8,000		15	18.00%	324	324	0	51,897	0	0	0	8,000	51,897
101 H11.3.15		24,000	13	18.00%	332	0	23,344	28,563	0	0	0	0	28,563
102 H11.3.15	5,000		0	18.00%	0	0	0	33,563	0	0	0	5,000	33,563
103 H11.4.15		24,000	31	18.00%	512	0	23,488	10,065	0	0	0	0	10,065
104 H11.5.5	5,000		20	18.00%	99	99	0	15,065	0	0	0	5,000	15,065
105 H11.5.15		24,000	10	18.00%	74	0	23,827	-8,762	0	0	0	0	-8,762
106 H11.5.15	4,000		0	18.00%	0	0	0	-4,762	0	0	0	4,000	-4,762
107 H11.6.15		24,000	31	18.00%	0	0	24,000	-28,762	20	20	0	0	-28,762
108 H11.7.2	5,000		17	18.00%	0	0	0	-23,762	66	86	86	4,914	-23,848
109 H11.7.15		24,000	13	18.00%	0	0	24,000	-47,848	42	42	0	0	-47,848
110 H11.7.20	4,000		5	18.00%	0	0	0	-43,848	32	74	74	3,926	-43,922
111 H11.8.16		24,000	27	18.00%	0	0	24,000	-67,922	162	162	0	0	-67,922
112 H11.8.29	4,000		13	18.00%	0	0	0	-63,922	120	282	282	3,718	-64,204
113 H11.9.16		24,000	18	18.00%	0	0	24,000	-88,204	158	158	0	0	-88,204
114 H11.10.1	3,000		15	18.00%	0	0	0	-85,204	181	339	339	2,661	-85,543
115 H11.10.15		24,000	14	18.00%	0	0	24,000	-109,543	164	164	0	0	-109,543
116 H11.11.6	6,000		22	18.00%	0	0	0	-103,543	330	494	494	5,506	-104,037
117 H11.11.15		24,000	9	18.00%	0	0	24,000	-128,037	128	128	0	0	-128,037
118 H11.11.15	4,000		0	18.00%	0	0	0	-124,037	0	128	128	3,672	-124,165
119 H11.12.15		24,000	30	18.00%	0	0	24,000	-148,165	510	510	0	0	-148,165
120 H12.1.15		24,000	31	18.00%	0	0	24,000	-172,165	627	1,137	0	0	-172,165
121 H12.2.4	8,000		20	18.00%	0	0	0	-164,165	470	1,607	1,607	6,393	-165,772
122 H12.2.15		24,000	11	18.00%	0	0	24,000	-189,772	249	249	0	0	-189,772
123 H12.3.15		24,000	29	18.00%	0	0	24,000	-213,772	751	1,000	0	0	-213,772
124 H12.4.9	10,000		25	18.00%	0	0	0	-203,772	730	1,730	1,730	8,270	-205,502
125 H12.4.15		24,000	6	18.00%	0	0	24,000	-229,502	168	168	0	0	-229,502
126 H12.5.15		24,000	30	18.00%	0	0	24,000	-253,502	940	1,108	0	0	-253,502
127 H12.5.19	50,000		4	18.00%	0	0	0	-203,502	138	1,246	1,246	48,754	-204,748
128 H12.5.22	50,000		3	18.00%	0	0	0	-154,748	83	83	83	49,917	-154,831
129 H12.6.16		30,000	24	18.00%	0	0	30,000	-184,831	567	567	0	0	-184,831
130 H12.7.14		30,000	29	18.00%	0	0	30,000	-214,831	732	1,239	0	0	-214,831
131 H12.7.28		11,000	14	18.00%	0	0	0	-215,831	410	1,649	0	0	-225,831
132 H12.7.28	674,274		0	18.00%	0	0	674,274	-900,105	0	1,649	0	0	-900,105
133 H12.7.28	800,000		0	18.00%	0	0	0	-100,105	0	1,649	1,649	788,361	-101,754
134 H12.8.15		30,000	18	18.00%	0	0	30,000	-131,754	250	250	0	0	-131,754
135 H12.9.15		30,000	31	18.00%	0	0	30,000	-161,754	557	807	0	0	-161,754
136 H12.10.14		30,000	29	18.00%	0	0	30,000	-191,754	640	1,447	0	0	-191,754
137 H12.10.30		758,785	16	18.00%	0	0	758,785	-950,539	419	1,866	0	0	-950,539
138 H12.10.30	800,000		0	18.00%	0	0	0	-150,539	0	1,866	1,866	798,134	-152,405
139 H12.11.15		30,000	16	18.00%	0	0	30,000	-182,405	333	333	0	0	-182,405
140 H12.12.15		30,000	30	18.00%	0	0	30,000	-212,405	747	1,680	0	0	-212,405
141 H13.1.15		30,000	31	18.00%	0	0	30,000	-242,405	901	1,981	0	0	-242,405
142 H13.2.15		30,000	31	18.00%	0	0	30,000	-272,405	1,029	3,010	0	0	-272,405
143 H13.3.15		30,000	28	18.00%	0	0	30,000	-302,405	1,044	4,054	0	0	-302,405
144 H13.4.14		30,000	30	18.00%	0	0	30,000	-332,405	1,242	5,296	0	0	-332,405
145 H13.5.14		30,000	30	18.00%	0	0	30,000	-362,405	1,366	6,662	0	0	-362,405
146 H13.6.15		30,000	32	18.00%	0	0	30,000	-392,405	1,568	8,250	0	0	-392,405
147 H13.6.29	290,000		14	18.00%	0	0	0	-102,405	352	9,002	9,002	280,998	-111,407
148 H13.7.15		40,000	16	18.00%	0	0	40,000	-151,407	244	244	0	0	-151,407
149 H13.8.6	20,000		22	18.00%	0	0	0	-131,407	456	700	700	19,309	-132,107
150 H13.8.15		40,000	9	18.00%	0	0	40,000	-172,107	162	162	0	0	-172,107
151 H13.9.15		40,000	31	18.00%	0	0	40,000	-212,107	730	892	0	0	-212,107
152 H13.10.6	30,000		21	18.00%	0	0	0	-182,107	610	1,502	1,502	28,498	-183,609
153 H13.10.15		40,000	9	18.00%	0	0	40,000	-223,609	226	226	0	0	-223,609
154 H13.11.15		40,000	31	18.00%	0	0	40,000	-263,609	949	1,175	0	0	-263,609
155 H13.11.22	30,000		7	18.00%	0	0	0	-233,609	252	1,427	1,427	28,573	-235,036
156 H13.12.15		40,000	23	18.00%	0	0	40,000	-275,036	740	740	0	0	-275,036
157 H14.1.15		40,000	31	18.00%	0	0	40,000	-315,036	1,167	1,807	0	0	-315,036
158 H14.1.22	35,000		7	18.00%	0	0	0	-290,036	302	2,209	2,209	32,791	-282,445
159 H14.2.15		40,000	24	18.00%	0	0	40,000	-322,245	927	927	0	0	-322,245
160 H14.3.14		40,000	27	18.00%	0	0	40,000	-362,245	1,191	2,118	0	0	-362,245
161 H14.4.13		40,000	30	18.00%	0	0	40,000	-402,245	1,488	3,606	0	0	-402,245
162 H14.5.15		40,000	32	18.00%	0	0	40,000	-442,245	1,763	5,369	0	0</	

取引日	借入額	返済額	日数	利息割引法引き直し計算			過払金に対する年5%の 法定利息		借入額が 元利子率に 乗じて算出 される法定 利息	元利子 率	
				利率	利息	右不足額	元金充当	残元本	法定利息		
175 H15.3.15		40,000	29	18.00%	0	0	40,000	-634,961	2,363	7,745	0
176 H15.3.22	150,000		7	18.00%	0	0	0	-484,961	608	8,353	8,353
177 H15.4.9	20,000		18	18.00%	0	0	0	-473,314	1,216	1,216	18,784
178 H15.4.15		50,000	6	18.00%	0	0	50,000	-524,530	390	390	0
179 H15.5.14		43,000	29	18.00%	0	0	43,000	-567,530	2,083	2,473	0
180 H15.5.14		2,000	0	18.00%	0	0	2,000	-569,530	0	2,473	0
181 H15.6.14		45,000	31	18.00%	0	0	45,000	-614,530	2,418	4,891	0
182 H15.7.2	60,000		18	18.00%	0	0	0	-554,530	1,515	6,406	53,584
183 H15.7.14	100,000		12	18.00%	0	0	0	-460,936	922	922	99,078
184 H15.7.15		45,000	1	18.00%	0	0	45,000	-506,858	63	63	0
185 H15.8.15		60,000	31	18.00%	0	0	60,000	-556,858	2,152	2,215	0
186 H15.8.11		27,000	27	18.00%	0	0	27,000	-593,858	2,096	4,311	0
187 H15.9.11		1,229,412	0	18.00%	0	0	1,229,412	-1,823,270	0	4,311	0
188 H15.9.11	1,259,412		0	18.00%	0	0	0	-563,858	0	4,311	4,311
189 H15.9.15		20,000	4	18.00%	0	0	20,000	-538,169	311	311	0
190 H15.9.15	50,000		0	18.00%	0	0	0	-538,169	0	311	311
191 H15.10.4	30,000		19	18.00%	0	0	0	-508,480	1,401	1,401	49,689
192 H15.10.15		41,000	11	18.00%	0	0	41,000	-550,881	768	768	0
193 H15.11.14		40,000	30	18.00%	0	0	40,000	-590,881	2,263	3,031	0
194 H15.12.15		40,000	31	18.00%	0	0	40,000	-630,881	2,509	5,540	0
195 H16.1.15		45,000	31	18.00%	0	0	45,000	-675,881	2,671	8,211	0
196 H16.1.17	50,000		2	18.00%	0	0	0	-625,881	184	8,395	8,395
197 H16.2.14		41,000	28	18.00%	0	0	41,000	-675,276	2,426	2,426	0
198 H16.3.15		41,000	30	18.00%	0	0	41,000	-716,276	2,767	5,193	0
199 H16.3.24	20,000		9	18.00%	0	0	0	-696,276	880	6,073	6,073
200 H16.4.15		40,000	22	18.00%	0	0	40,000	-742,349	2,110	2,110	0
201 H16.4.22		1,000	7	18.00%	0	0	0	-743,349	709	2,818	0
202 H16.5.15		41,000	23	18.00%	0	0	41,000	-784,349	2,335	5,154	0
203 H16.6.15		41,000	31	18.00%	0	0	41,000	-825,349	3,321	8,475	0
204 H16.7.15		41,000	30	18.00%	0	0	41,000	-866,349	3,382	11,857	0
205 H16.7.23	35,000		8	18.00%	0	0	0	-831,349	946	12,803	12,803
206 H16.8.13		41,000	21	18.00%	0	0	41,000	-885,152	2,421	2,421	0
207 H16.8.15		41,000	33	18.00%	0	0	41,000	-926,152	3,990	6,411	0
208 H16.9.25	15,000		10	18.00%	0	0	0	-911,152	1,285	7,676	7,676
209 H16.10.15		41,000	20	18.00%	0	0	41,000	-959,828	2,510	2,510	0
210 H16.11.15		41,000	31	18.00%	0	0	41,000	-1,000,828	4,064	6,674	0
211 H16.11.21	10,000		6	18.00%	0	0	0	-990,828	820	7,394	7,394
212 H16.11.21	1,000		0	18.00%	0	0	0	-997,222	0	0	1,000
213 H16.12.15		43,000	24	18.00%	0	0	43,000	-1,040,222	3,268	3,268	0
214 H17.1.15		40,000	31	18.00%	0	0	40,000	-1,080,222	4,417	7,686	0
215 H17.1.21	26,000		6	18.00%	0	0	0	-1,054,222	887	8,573	8,573
216 H17.2.15		41,000	25	18.00%	0	0	41,000	-1,103,795	3,639	3,639	0
217 H17.3.15		41,000	28	18.00%	0	0	41,000	-1,144,795	4,233	7,872	0
218 H17.3.19	19,000		4	18.00%	0	0	0	-1,125,795	627	8,499	8,499
219 H17.4.15		41,000	27	18.00%	0	0	41,000	-1,175,294	4,195	0	0
220 H17.5.13		41,000	28	18.00%	0	0	41,000	-1,216,294	4,507	8,702	0
221 H17.5.17	19,000		4	18.00%	0	0	0	-1,197,294	666	9,368	9,368
222 H17.6.15		41,000	29	18.00%	0	0	41,000	-1,247,662	4,783	4,793	0
223 H17.7.15		41,000	30	18.00%	0	0	41,000	-1,288,662	5,127	9,920	0
224 H17.7.20	15,000		5	18.00%	0	0	0	-1,273,662	882	10,802	10,802
225 H17.8.15		43,000	26	18.00%	0	0	43,000	-1,321,464	4,674	4,674	0
226 H17.9.15		41,000	31	18.00%	0	0	41,000	-1,368,464	5,637	10,211	0
227 H17.9.26	18,000		11	18.00%	0	0	0	-1,350,464	2,062	12,273	12,273
228 H17.10.14		41,000	18	18.00%	0	0	41,000	-1,403,737	3,360	3,360	0
229 H17.11.15		41,000	32	18.00%	0	0	41,000	-1,444,737	6,153	9,513	0
230 H17.11.15		17,000	0	18.00%	0	0	0	-1,427,737	0	9,513	9,513
231 H17.12.15		41,000	30	18.00%	0	0	41,000	-1,478,250	5,906	0	0
232 H18.1.14		41,000	30	18.00%	0	0	41,000	-1,519,250	6,076	11,981	0
233 H18.1.16	18,000		2	18.00%	0	0	0	-1,501,250	416	12,397	12,397
234 H18.1.18	163,572		21	18.00%	0	0	0	-1,350,075	414	414	163,158
235 H18.1.19	80,000		1	18.00%	0	0	0	-1,270,489	184	184	79,816
236 H18.2.15		50,000	27	18.00%	0	0	50,000	-1,320,673	4,699	4,699	0
237 H18.3.15		48,000	28	18.00%	0	0	48,000	-1,368,673	5,065	9,764	0
238 H18.4.15		50,000	31	18.00%	0	0	50,000	-1,418,673	5,812	15,576	0
239 H18.5.15		48,000	30	18.00%	0	0	48,000	-1,466,673	5,830	21,406	0
240 H18.6.15		50,000	31	18.00%	0	0	50,000	-1,516,673	6,228	27,534	0
241 H18.7.14		50,000	29	18.00%	0	0	50,000	-1,566,673	6,026	33,659	0
242 H18.8.15		50,000	32	18.00%	0	0	50,000	-1,616,673	6,867	40,526	0
243 H18.9.15		50,000	31	18.00%	0	0	50,000	-1,666,673	6,855	47,391	0
244 H18.10.14		50,000	29	18.00%	0	0	50,000	-1,716,673	6,621	54,012	0
245 H18.11.15		50,000	32	18.00%	0	0	50,000	-1,766,673	7,525	61,537	0
246 H18.12.6	30,000		21	18.00%	0	0	0	-1,736,673	5,082	66,619	30,000
247 H18.12.15		50,000	9	18.00%	0	0	50,000	-1,816,673	2,178	38,797	0
248 H19.1.15		50,000	31	18.00%	0	0	50,000	-1,866,673	7,714	46,511	0
249 H19.2.15		50,000	31	18.00%	0	0	50,000	-1,916,673	7,926	54,437	0
250 H19.3.15		50,000	28	18.00%	0	0	50,000	-1,966,673	7,351	61,788	0
251 H19.4.15		50,000	33	18.00%	0	0	50,000	-2,016,673	8,351	70,139	0
252 H19.5.15		50,000	30	18.00%	0	0	50,000	-2,066,673	8,287	78,426	0
253 H19.6.15		50,000	31	18.00%	0	0	50,000	-2,116,673	8,776	87,202	0
254 H19.6.21		20,000	6	18.00%	0	0	20,000	-2,136,673	1,739	88,941	0
255 H19.7.6	60,000		16	18.00%	0	0	0	-2,076,673	4,390	93,331	60,000
256 H19.7.13	80,000		7	18.00%	0	0	0	-2,056,673	2,048	35,379	35,379
257 H19.7.14		46,000	1	18.00%	0	0	46,000	-2,138,052	286	286	0
258 H19.7.21	50,000		7	18.00%	0	0	0	-2,086,052	2,050	2,336	47,664
259 H19.8.15		50,000	25	18.00%	0	0	50,000	-2,140,388	7,158	0	0
260 H19.9.14		50,000	30	18.00%	0	0	50,000	-2,190,388	8,796	15,954	0
261 H19.10.15		50,000	31	18.00%	0	0	50,000	-2,240,388	9,301	25,255	0
262 H19.11.15		47,000	31	18.00%	0	0	47,000	-2,287,388	9,513	34,168	0
263 H19.11.29	30,000		14	18.00%	0	0	0	-2,257,388	4,386	39,154	30,000
264 H19.12.3	30,000		4	18.00%	0	0	0	-2,257,388	1,253	10,407	10,407
265 H19.12.15		50,000	12	18.00%	0	0	50,000	-2,317,795	3,727	3,727	0
266 H20.1.15		50,000	31	18.00%	0	0	50,000	-2,367,795	9,816	13,542	0

5,943,984 10,232,342

	取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	右不足額	元金充当	翌元本	法定利息	累計	積立金に対する年8分の法定利息		積立金のうち未回収額	積立金のうち未回収額に係る法定利息	積立金のうち未回収額に係る法定利息に係る法定利息
												法定利息	累計			
268	H20. 1. 21	20,000		6	18.00%	0	0	0	-2,331,337	1,927	1,927	1,927	1,927	18,073	-2,333,264	
269	H20. 2. 15		50,000	25	18.00%	0	0	50,000	-2,383,264	7,968	0	0	0	0	-2,383,264	
270	H20. 3. 15		50,000	29	18.00%	0	0	50,000	-2,433,264	9,441	17,409	0	0	0	-2,433,264	
271	H20. 3. 19	30,000		4	18.00%	0	0	0	-2,403,264	1,329	18,738	18,738	11,282	-2,422,002		
272	H20. 4. 15		50,000	27	18.00%	0	0	50,000	-2,472,002	8,933	0	0	0	0	-2,472,002	
273	H20. 5. 26	48,000	41	18.00%	0	0	48,000	-2,520,002	13,846	22,778	0	0	0	-2,520,002		
274	H20. 6. 15		50,000	20	18.00%	0	0	50,000	-2,570,002	6,885	29,663	0	0	0	-2,570,002	
275	H20. 7. 15	48,000	30	18.00%	0	0	48,000	-2,618,002	10,532	40,195	0	0	0	-2,618,002		
276	H20. 8. 26	48,000	41	18.00%	0	0	48,000	-2,666,002	14,663	54,858	0	0	0	-2,666,002		
277	H20. 9. 16	58,000	22	18.00%	0	0	58,000	-2,724,002	8,012	62,870	0	0	0	-2,724,002		
278	H20. 10. 15		48,000	29	18.00%	0	0	48,000	-2,772,002	10,791	73,661	0	0	0	-2,772,002	
279	H20. 11. 15	41,000	31	18.00%	0	0	41,000	-2,813,002	11,739	85,400	0	0	0	-2,813,002		
280	H20. 11. 15	7,000	0	18.00%	0	0	7,000	-2,820,002	0	85,400	0	0	0	-2,820,002		
281	H20. 12. 15	50,000	30	18.00%	0	0	50,000	-2,870,002	11,557	96,957	0	0	0	-2,870,002		
282	H21. 1. 15	48,000	31	18.00%	0	0	48,000	-2,918,002	12,187	109,144	0	0	0	-2,918,002		
283	H21. 2. 13	50,000	29	18.00%	0	0	50,000	-2,968,002	11,582	120,736	0	0	0	-2,968,002		
284	H21. 3. 16	48,000	31	18.00%	0	0	48,000	-3,016,002	12,603	133,339	0	0	0	-3,016,002		
285	H21. 4. 15	48,000	30	18.00%	0	0	48,000	-3,064,002	12,394	145,733	0	0	0	-3,064,002		
286	H21. 5. 19	1,452,754	34	18.00%	0	0	1,452,754	-4,516,756	14,270	160,003	0	0	0	-4,516,756		
287	H21. 12. 31		226	18.00%	0	0	0	-4,516,756	139,833	299,836	0	0	0	-4,516,756		
288	H22. 12. 31		365	18.00%	0	0	0	-4,516,756	226,837	525,673	0	0	0	-4,516,756		
289	H23. 12. 31		365	18.00%	0	0	0	-4,516,756	225,837	761,510	0	0	0	-4,516,756		
290	H24. 12. 31		366	18.00%	0	0	0	-4,516,756	225,837	977,347	0	0	0	-4,516,756		
291	H25. 12. 26		360	18.00%	0	0	0	-4,516,756	222,744	1,200,091	0	0	0	-4,516,756		
292										4						
293										7						

これは正本である。

平成26年9月29日

横浜地方裁判所第7民事部

裁判所書記官 田口一樹

